

誓約書

東京都知事 殿

5Gを活用した「新たなワークスタイル」モデル実証事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づく補助金の交付申請にあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

- 要綱第8条第1項による交付申請日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。
- 労働関係法令について次のア～クを遵守していることを誓約します。
- ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
- イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
- ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。
- エ 平成31年4月以降、労働基準法第36条第6項第2号（月100時間未満）及び第3号（複数月平均80時間以内）に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている従業員がいないこと。
- オ 支給申請日の前日を起点として過去1年間に年720時間を超える時間外労働を行っている従業員がいないこと。
※改正労働基準法では、時間外労働の原則は年360時間
- カ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。
- キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。
- ク その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
- * これらに類する事業とは、接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業も含まれます。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
- また、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 本補助金に関し提出する書類の写しは、すべて原本と相違ないことを誓約します。

年 月 日

この誓約に違反又は相違があり、要綱第17条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合において、同要綱第18条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じます。

申請者住所

申請事業者名

代表者役職・氏名

印